

昭和二十五年二月二十五日提出
質問 第五八号

未墾地開放の手續の遅延に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月二十五日

提出者 山口 武 秀

衆議院議長 幣原 喜重郎 殿

未墾地開放の手続の遅延に関する質問主意書

未墾地の開放は、その決定にいたるまでに多くの日時を要し、開放をのぞみ開拓を準備する農民ないし帰農希望者に大きな困惑をあたえる場合が多い。しかも開放が決定し、問題の事務的な処理の段階になつても次の例のごとく開拓を始められないものがある。

茨城県東茨城郡上野合村元民有山林約八町歩(他のものと合計して約二十二町歩のうち)は、昭和二十三年七月二日に県農地委員会において買収を決定したものである。その開拓予定者としても生井沢帰農組合員二十五名が入植及び増反者として資格審査もパスし、開拓を準備し、それに基づいて農業経営を計画しているにもかかわらず、まだ元所有者たちが立木の伐採を行わないため、開拓が始められないでいる。

農村の現状から見ても、このようなことは急速に解決されるべきことであるが、右の例の場合の遅れている原因はどこにあるのか、又その解決方法如何。

右質問する。